

【第 4 号議案】

四国健康支援食品普及促進協議会

令和 7 年度末剰余金の繰越（案）

四国健康支援食品普及促進協議会の令和 7 年度末の剰余金は、425,844 円となる見込みです。

本協議会規約第 10 条の規定に基づき、協議会の令和 7 年度末の剰余金については、全額、次年度に繰り越すことといたしたい。

以上

協議会規約第 10 条（剰余金の処分）

協議会の当該年度末の剰余金については、総会の議決を以って、次年度に繰り越すものとする。